

大気汚染に係る環境基準

項目 物質名	環境基準	達成期間
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること	5年以内
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること	7年以内
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること	早期
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	早期
光化学オキシダント	オゾンとして、8時間値が0.07ppm以下であり、かつ、日最高8時間値の1年平均値が0.04ppm以下であること（令和8年4月測定値から適用） 1時間値が0.06ppm以下であること（令和8年3月測定値まで適用）	早期
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること	早期
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること	早期
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること	早期
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること	早期
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること	早期
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること	可及的速やかに

(備考)

- 1日平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測が4時間を超える場合、また、年間における測定時間が6,000時間に満たない測定局は、評価の対象としない。
- 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素に係る評価は、以下の方法による。(昭和48年6月12日環境庁通知)  
短期的評価：測定を行った日についての1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値または各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。  
長期的評価：1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値（1日平均値の年間2%除外値）を環境基準と比較して評価を行う。ただし、上記の評価方法にかかわらず環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成とする。
- 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 二酸化窒素に係る評価は、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値（1日平均値の年間98%値）で評価する。(昭和53年7月17日環境庁通知)
- ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンに係る評価は、同一地点における1年平均値と認められる値との比較によってその評価を行うものとする。(平成9年2月12日環境庁通知)
- 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針（昭和51年8月13日環境庁通知）  
光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。
- 微小粒子状物質に係る評価は、長期基準として年平均値が15μg/m<sup>3</sup>以下であること、かつ、短期基準として、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値（1日平均値の年間98%値）が35μg/m<sup>3</sup>以下であるかで評価する。なお、有効測定日数が250日以下のときは評価しない。(平成21年9月9日環境省通知)
- ダイオキシン類に係る基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とし、大気の基準は、1年間平均値とする。
- 環境基準及び達成期間に関する告示
  - ・二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、光化学オキシダント  
昭和48年5月8日環境庁告示25号（改正：平成8年環境庁告示73号）
  - ・二酸化窒素  
昭和53年7月11日環境庁告示38号（改正：平成8年環境庁告示74号）
  - ・ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン  
平成9年2月4日環境庁告示4号（改正：平成30年環境省告示100号）
  - ・微小粒子状物質  
平成21年9月9日環境省告示33号
  - ・ダイオキシン類  
平成11年12月27日環境省告示68号
- 工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。